



## 第2章 本市を取りまく情報化の動向

### 2-1. 国の動向

内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT 戦略本部)」は、平成 21 年 7 月に「i-Japan 戦略 2015」(【図 2-1】 i-Japan 戦略 2015 概要)を策定した。これは平成 18 年 1 月に策定した「IT 新改革戦略」を引き継ぐ新たな国家戦略であり、本戦略の目指す姿を国民主役の「デジタル安心・活力社会」の実現と位置づけている。

「e-Japan 戦略」および「e-Japan 戦略Ⅱ」ではネットワーク基盤の整備など、情報通信基盤の整備は進んだものの、多くの国民がその成果を実感できずにいることを課題として挙げており、「i-Japan 戦略 2015」では「誰でもデジタル技術の恩恵を実感できる」視点を重視し、以下の点を主眼に置いて策定している。

- i 使いやすいデジタル技術
- ii デジタル技術の活用に立ちはだかる壁の突破
- iii デジタル技術利用に当たっての安心の確保
- iv デジタル技術・情報の経済社会への浸透を通じた新しい日本の創造

【図 2-1】 i-Japan 戦略 2015 概要



【出典】 IT 戦略本部 i-Japan 戦略 2015 概要(平成 21 年 7 月 6 日)



地方自治においては、2015年(平成27年)までにデジタル技術による「新たな行政改革」を進め、国民利便性の飛躍的向上、行政事務の簡素効率化・標準化、行政の見える化の実現を目標としている。(【表2-1】目標とする行政サービス)具体的には、「行政窓口改革」、「行政オフィス改革」、「行政見える化改革」の実現を掲げ、特に利用者サービスの視点においては質の高いワンストップサービスの提供や民間サービスと行政サービスのシームレス<sup>10</sup>な連携等に向けた取り組みを推進することが必要とされている。

【表 2-1】 目標とする行政サービス

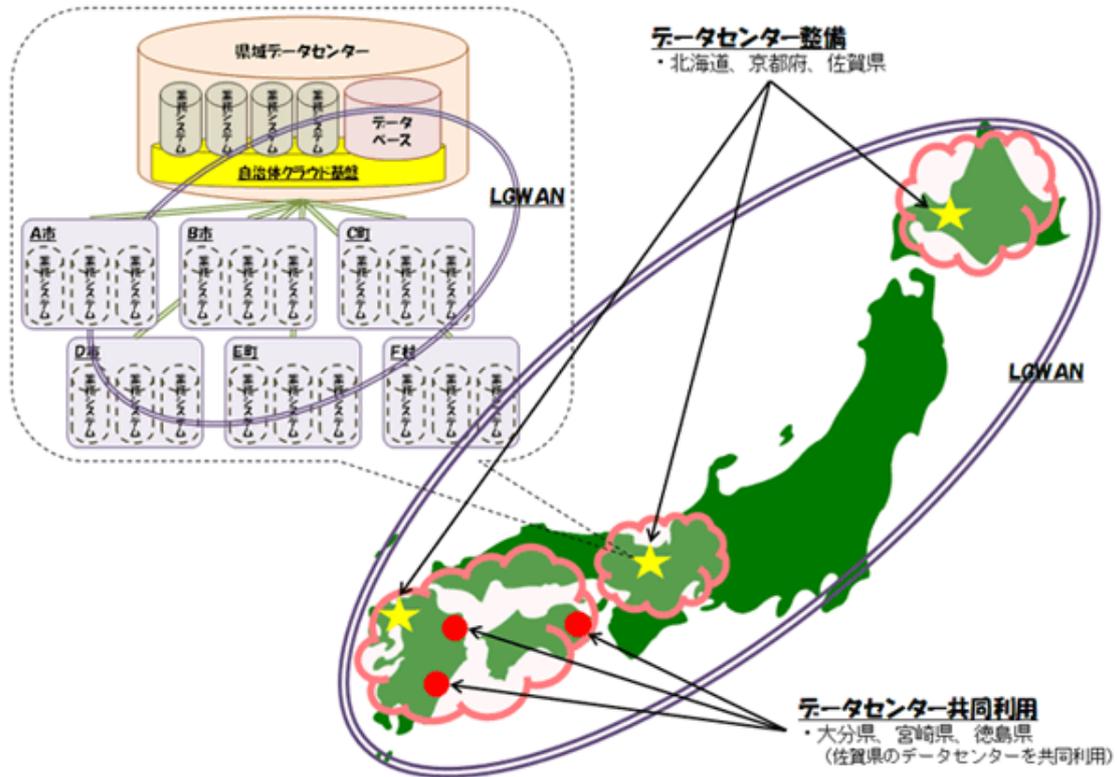
|          |   |
|----------|---|
| 行政窓口改革   | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) テレビやパソコン、携帯電話や窓口など自ら選択するチャンネル<sup>11</sup>を通じて、電子政府・電子自治体に参加できるようにする。</li> <li>(2) 自宅やコンビニ等において 24 時間、必要な証明書等が手に入るようにする。</li> <li>(3) デジタル技術に不慣れな高齢者等にも、行政の窓口において質の高いワンストップ行政サービスが提供され、ストレスなく参加できるようにする。</li> <li>(4) 3 クリック程度の少ない画面操作で、国と地方の行政情報やサービスメニューにたどりつけるようにする。</li> <li>(5) 国民や企業が望めば、安心して金融や医療、教育等の各分野をはじめ、民間サービスと行政サービスがシームレスにつながるようにする。</li> </ul> |
| 行政オフィス改革 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 行政機関の行政オフィス相互のデータ連携により、行政機関間の情報交換をペーパーレス化するとともに、国民にとって不要となる行政手続や添付書類を廃止する。</li> <li>(2) 国・地方ともに、国民・企業等の目線からシステムやサービスを徹底的に見直し(BPR)、国民電子私書箱が普及・定着し、国民が活用することにより、その事務に係るコストの 3 割以上の大幅な削減が可能になる。削減コストの一部を、行政サービスの開発や改善のために、集中的に投入する。</li> </ul>  |
| 行政見える化改革 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国民・企業等が自らに係る行政手続の処理状況を追跡し、自らの情報の所在を確認できる「見える化」を徹底する。</li> </ul>  |

【出典】IT 戦略本部 i-Japan 戦略 2015(平成 21 年 7 月 6 日)



一方、総務省ではクラウドサービス<sup>12</sup>を電子自治体の基盤構築として活用することを推進しており、平成21年度から「自治体クラウド」の開発実証事業(【図 2-II】自治体クラウド開発実証事業イメージ)に取り組んでおり、今後の動向を注視する必要がある。

【図 2-II】 自治体クラウド開発実証事業イメージ



【出典】総務省 自治体クラウドポータルサイト

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/lg-cloud/index.html))

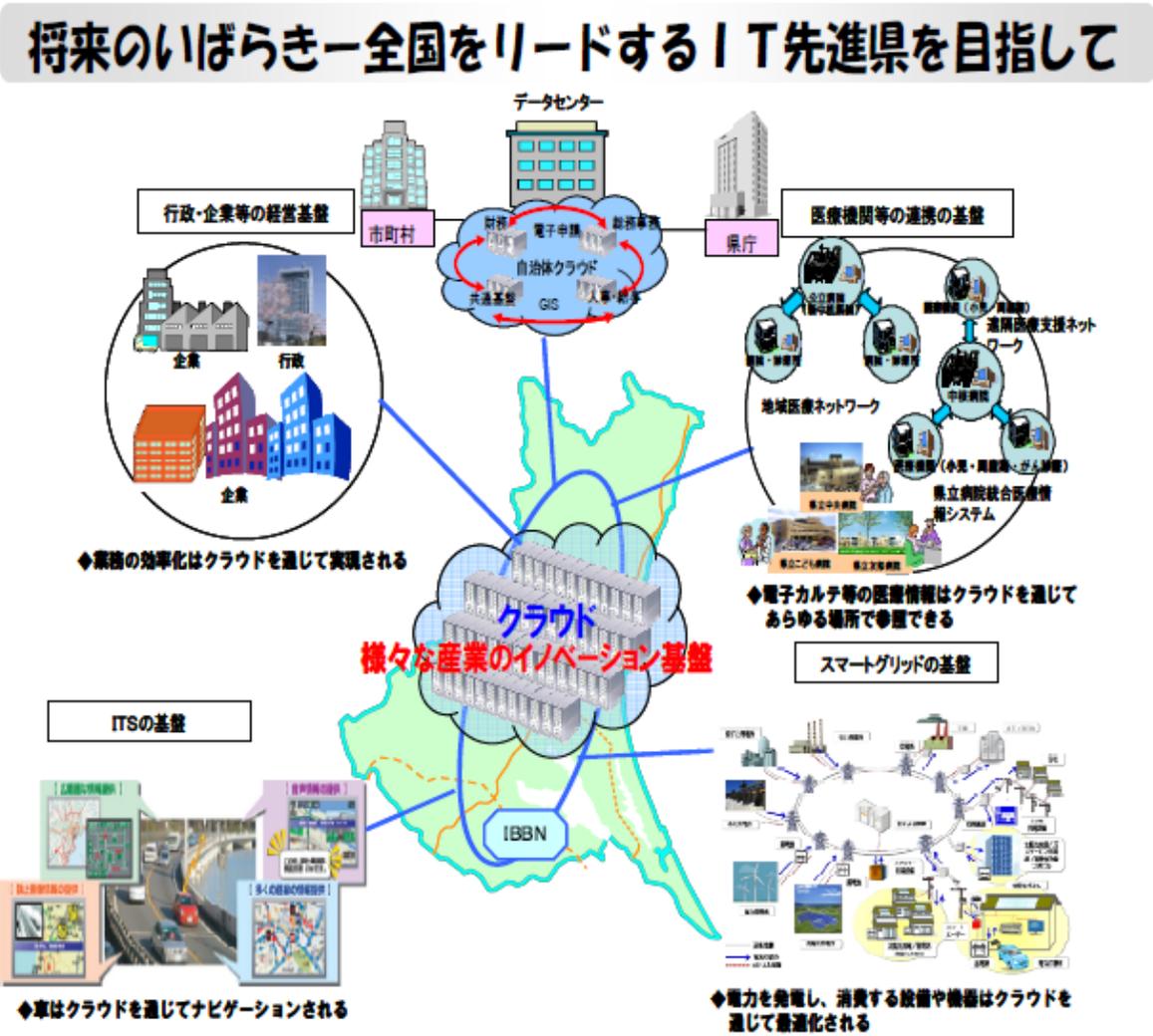


## 2-2. 茨城県の動向

茨城県では、平成 18 年に「県民一人ひとりがうれしいと実感できる情報交流社会」を目指し「茨城県 IT 戦略推進指針」を策定し、各種情報化施策を推進してきた。この取り組みによって、県内の市町村と共同で利用する「茨城県域統合型 GIS<sup>13</sup>」の導入や、「いばらきブロードバンドネットワーク(IBBN)<sup>14</sup>」の活用促進、電子申請や電子入札<sup>15</sup>などのシステム整備を進めてきた。

しかしながら、情報通信技術の大幅な進歩を初め、平成 20 年の金融危機に端を発した世界同時不況による経済情勢の劇的な変化や少子高齢化が進む中、茨城県を取り巻く環境は大きく変化しており、日進月歩の情報通信技術と社会情勢に対応するため、平成 23 年度より新たな「茨城県 IT 戦略推進指針」を策定している。(【図 2-III】 将来のいばらきー全国をリードする IT 先進県を目指して)

【図 2-III】 将来のいばらきー全国をリードする IT 先進県を目指して



【出典】茨城県 いばらき IT 戦略推進指針(平成 23 年 4 月)

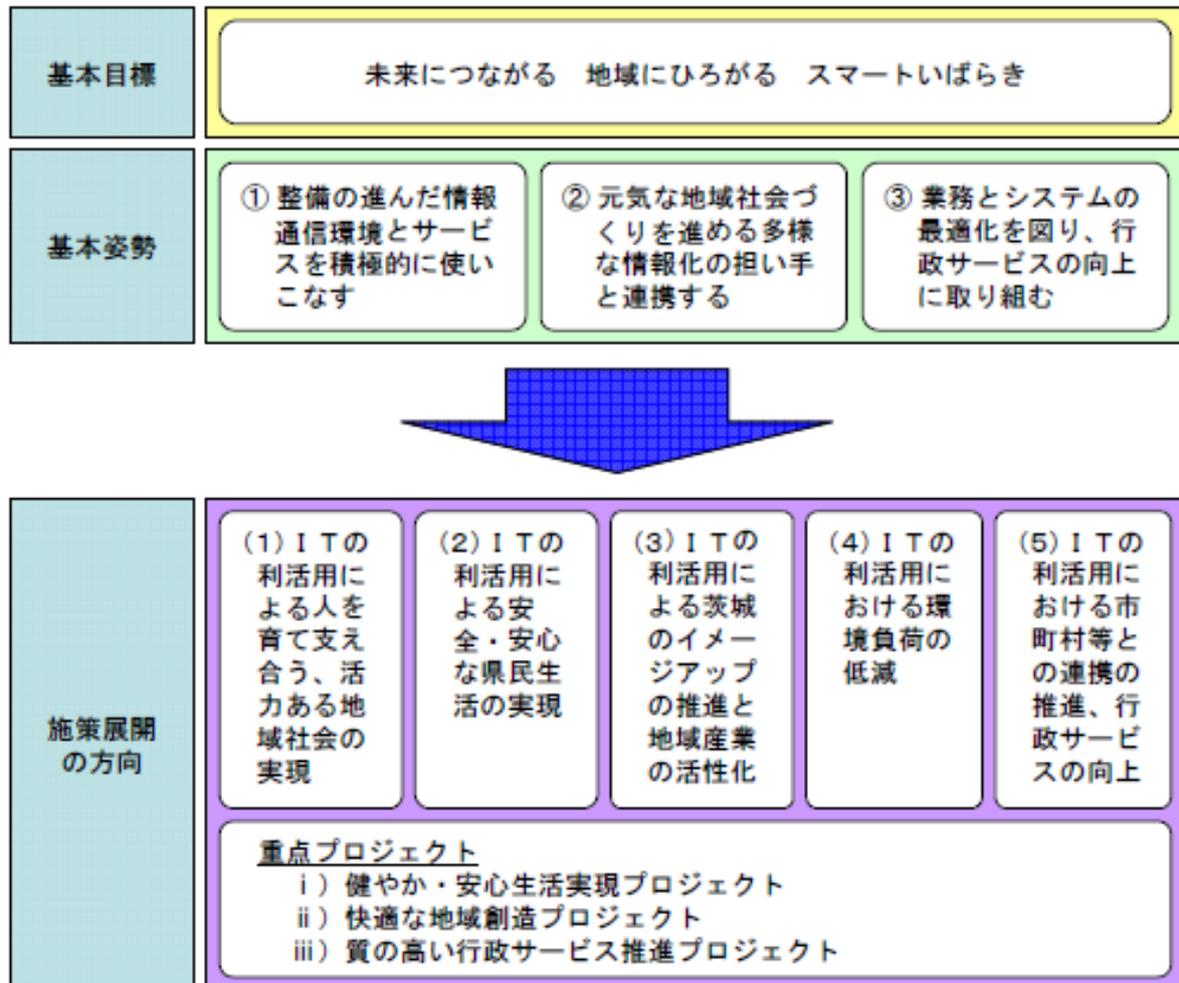


新たな「茨城県IT戦略推進指針」では、「未来につながる 地域にひろがる スマートいばらき」を基本目標として掲げ、医療や福祉、教育、産業、行政などの分野でIT技術の利活用を進め、ITの利便性を県民一人ひとりが享受できるとともに、生活大県としての「いばらき」を実現するための施策を展開している。

また、“県民一人ひとりが質の高い生活環境のもとで安心、安全、快適に暮らす”ことができ、“先進的な取組などにより活力にあふれ”、“高度な行政サービスが提供される地域づくり”を進めるため、「健やか・安心生活実現プロジェクト」、「快適な地域創造プロジェクト」、「質の高い行政サービス推進プロジェクト」を重点プロジェクトとして立ち上げ、情報化施策を推進している。（【図 2-IV】「茨城県IT戦略推進指針」の施策展開方針と重点プロジェクト）

特に、行政コストの削減と高度な行政サービス提供を目標とし、「電子申請・届出システム」、「建設工事等電子入札システム」や「茨城県域統合型GIS」など、これまで進めてきた共同利用を引き続き推進するとともに、市町村間および県との共通業務においてはクラウドサービスの利用を積極的に進めている。

【図 2-IV】 「茨城県IT戦略推進指針」の施策展開方針と重点プロジェクト



【出典】茨城県 いばらき IT 戦略推進指針(平成 23 年 4 月)



### 2-3. 県内自治体の動向

茨城県内の各自治体では国や県の動向を踏まえ、光ファイバのエリア拡大やケーブルテレビ<sup>16</sup>(以下、「CATV」という。)の整備など情報通信基盤の整備やホームページでの情報提供を拡充するなど、地域情報化の推進や住民サービス向上に向けた様々な取り組みが行われている。

市からの情報発信を強化する取り組みとして、ホームページ上での情報公開や「メール配信サービス」などでの情報提供に加え、一部では Twitter(ツイッター)<sup>17</sup>を活用した情報発信が行われている。また、情報発信のみならず、地域 SNS(ソーシャル・ネットワーク)を構築し、市民同士の情報交換の場を提供し、市民活動の活性化を促進するような取り組みも行われている。

一方、情報システムのコスト削減に向けて、茨城県主導で県内自治体におけるシステム共同利用を推進しており、利用が進んでいる。現在、県と市町村で共同利用が可能なシステムとして9システムが提供されており(【表 2-II】 県と市町村で共同利用が可能なシステム一覧)、「電子申請・届出システム」「茨城県域統合型 GIS」は県と県内の全市町村が共同利用し、「いばらき公共施設予約システム」は県と26市町村、「建設工事等電子入札システム」は県と17の市町村が利用している。

この共同利用への流れは、総務省の推進する自治体クラウド構想とも合致し、これまで情報システムは各地自体で導入(所有)、利用してきたが、システム事業者が提供するシステムをサービスとして利用する(クラウドサービス)という考え方への変革の時期が来ていると言える。

庁内の情報システムにおけるクラウドサービスの活用は、業務の標準化など実現に向けた課題も多いが、県外では実現している自治体も出始めており、今後の検討課題の一つと言える。

【表 2-II】 県と市町村で共同利用が可能なシステム一覧

| No. | システム           |
|-----|----------------|
| 1   | インターネット接続の共同利用 |
| 2   | いばらき公共施設予約システム |
| 3   | 原子力防災情報ネットワーク  |
| 4   | 電子申請・届出システム    |
| 5   | 建設工事等電子入札システム  |
| 6   | 教育情報ネットワーク     |
| 7   | 図書館情報ネットワーク    |
| 8   | 生涯学習情報提供システム   |
| 9   | 茨城県域統合型 GIS    |

【表 2-III】 市町村で共同利用が可能なシステム一覧

| No. | システム              |
|-----|-------------------|
| 1   | 国保連合会電子帳票システム     |
| 2   | 後期高齢者広域連合電算処理システム |

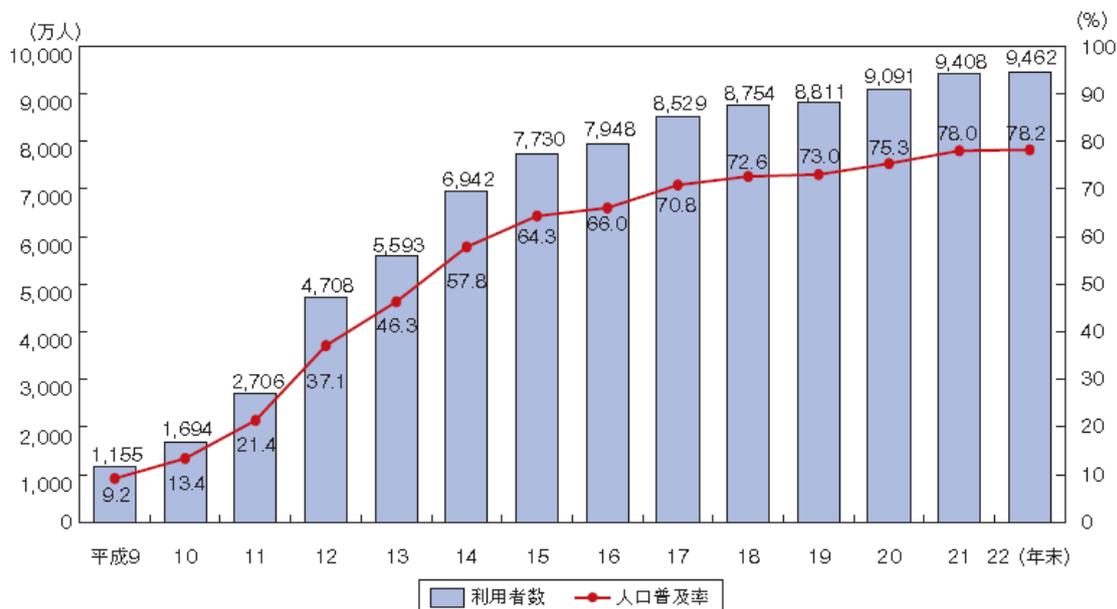
## 2-4. 情報通信技術の動向

### (1) インターネットの利用状況

総務省の「平成 22 年通信利用動向調査」によると、日本国内のインターネットの利用者数は平成 22 年末時点で 9,462 万人に上り、その普及率は 78.2%に達している。(【図 2-V】 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移)

普及率の経年変化を見ると、平成 9 年から平成 15 年までの調査では前年比 10%以上の増加を続け急速に普及してきたが、平成 15 年以降は前年比の増加率が一桁台にとどまっております、特に直近の平成 22 年末時点では前年比 0.2%の増加と、今後はゆるやかな増加傾向が続くと考えられる。

【図 2-V】 インターネットの利用者数及び人口普及率の推移



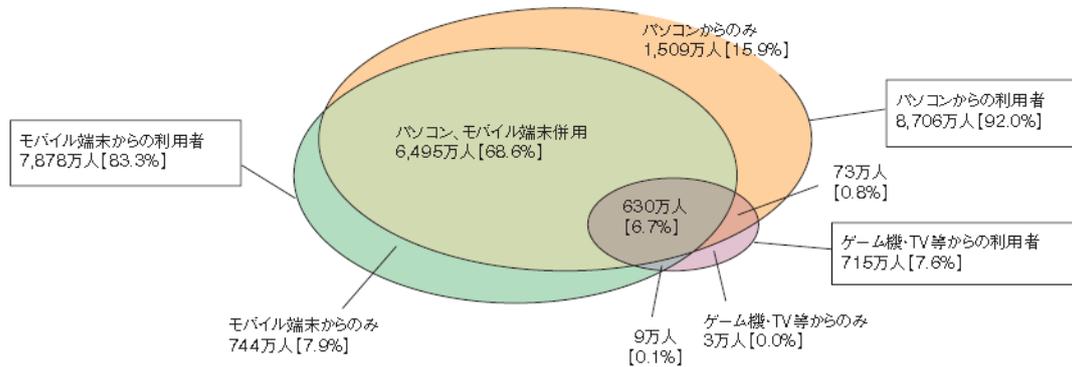
【出典】総務省 平成 22 年通信利用動向調査

インターネットを利用する際に使用する端末については、パソコンからの利用者が 8,706 万人(対前年比 2.3%増)、携帯電話、PHS<sup>18</sup>、携帯情報端末(PDA)<sup>19</sup>及びタブレット型端末<sup>20</sup>などのモバイル端末での利用者が 7,878 万人(対前年比 1.7%減)となった。(【図 2-VI】 インターネットの利用端末の推移(平成 22 年末))

最近のスマートフォンやタブレット型端末の普及を考慮すると、今後はモバイル端末での利用が更に増加することが予想され、高速モバイル通信基盤の整備など、情報化施策の方向性を決定する上で、重要な要素になると考えられる。

更に、ゲーム機や TV でもインターネットへの接続の機能が付加されている機器も増加しており、従来のパソコンやモバイル端末に加えインターネット接続端末の多様化が進み、屋内・屋外を問わずインターネットの活用がより身近なものになると予想される。

【図 2-VI】 インターネットの利用端末の推移（平成 22 年末）



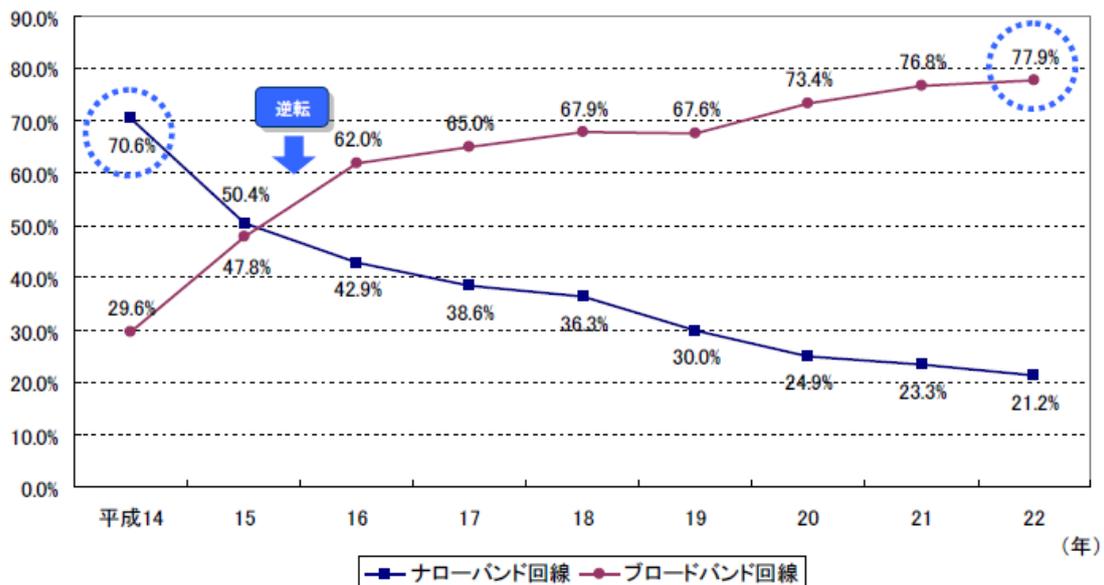
【出典】総務省 平成 22 年通信利用動向調査

## (2) ブロードバンドとナローバンドの利用状況

自宅からインターネットにアクセスする接続回線として、「ブロードバンド」回線と「ナローバンド」回線の 2 種類がある。平成 14 年時点では 70.6%がナローバンド回線を利用していたが、平成 16 年にナローバンド回線とブロードバンド回線の割合が逆転し、平成 22 年には 77.9%が DSL 回線<sup>21</sup>、光ファイバ<sup>22</sup>や CATV 回線等のブロードバンド回線を利用する結果となった。

ここで言うナローバンド回線とは、電話回線（ダイヤルアップ）、ISDN 回線<sup>23</sup>、携帯電話回線、PHS 回線のいずれかを指す。また、ブロードバンド回線とは光ファイバ、CATV 回線、DSL 回線、第 3 世代携帯電話回線<sup>24</sup>、固定無線回線（FWA）<sup>25</sup>及びブロードバンド無線回線（BWA）<sup>26</sup>アクセスサービスのいずれかを指す。

【図 2-VII】 「自宅」で「パソコン」からインターネットを利用する際のアクセス方法の推移



【出典】総務省 ICT インフラの進展が国民のライフスタイルや社会環境等に及ぼした影響と相互関係に関する調査研究報告書（平成 23 年 3 月）

### (3) 回線別ブロードバンドの利用状況

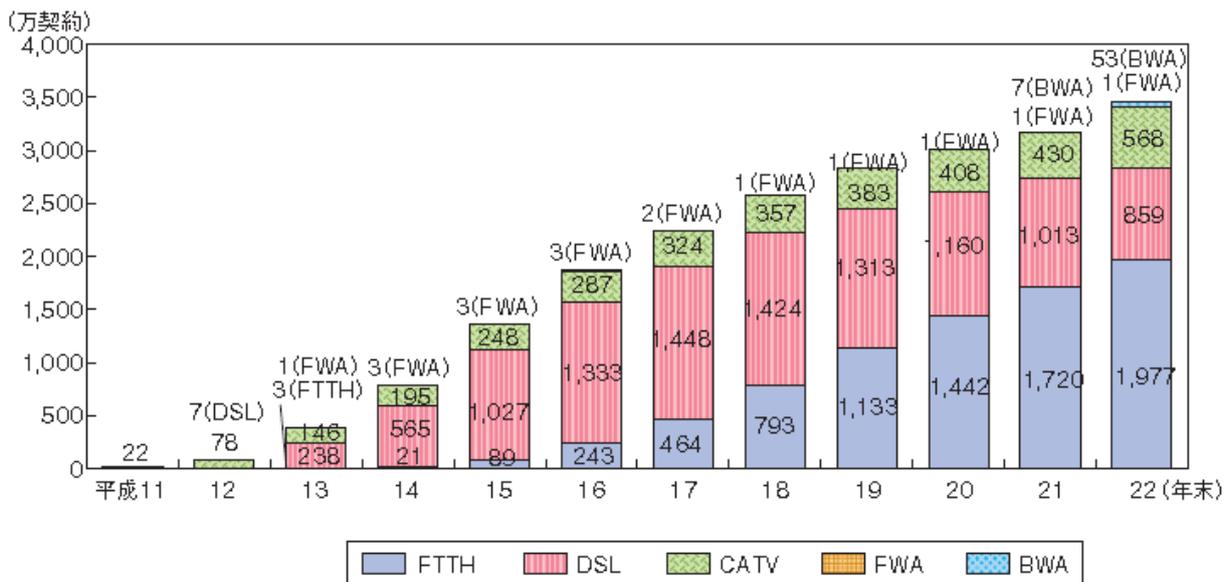
平成 13 年から本格的に提供開始した光ファイバによるインターネット接続は、DSL よりも高速な通信が可能であり、供用開始以降増加し続けたものの、平成 13 年から平成 16 年までの間は、DSL の増加に遅れをとる状況であった。

しかし、サービス開始当初より価格の低廉化が進んだこともあり、利用は継続して拡大し、平成 20 年には、平成 17 年以降減少傾向となっていた DSL の契約数を超えることとなった。この間、インターネットの普及率は急激な増加・減少がないことから、DSL の利用者が光ファイバへ乗り換え、ブロードバンドの主流が光ファイバへ移行していったと考えられる。

また、ケーブルインターネットは DSL より早い平成 8 年よりサービスを開始し、それ以降継続的に契約数を拡大、平成 21 年度末には 531 万契約に達した。

なお、全体に占める割合は小さいものの、近年ブロードバンド無線アクセスサービスの契約数が急速に増加しており、今後もブロードバンド無線アクセスサービスの提供エリアの拡大とともに、利用者の増加が予想される。

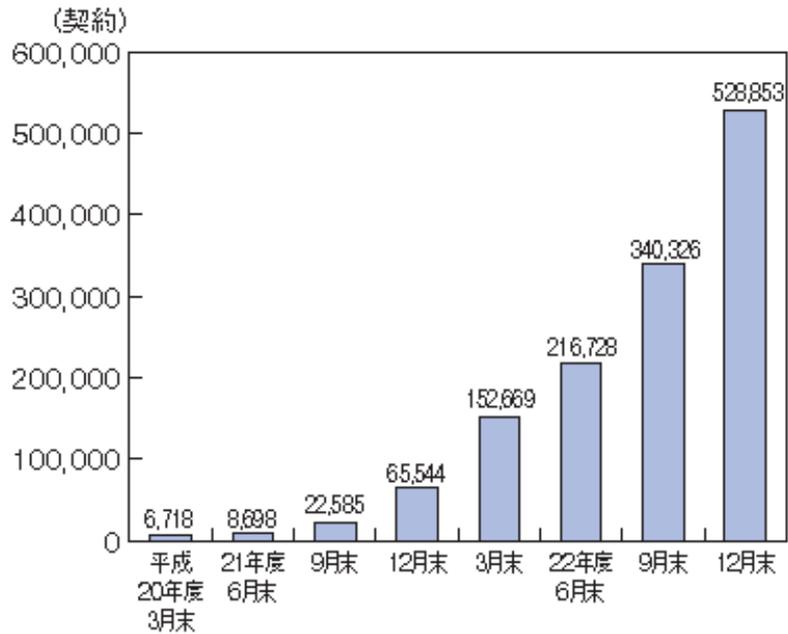
【図 2-VIII】 ブロードバンド回線別の契約数の推移



【出典】総務省 ICT インフラの進展が国民のライフスタイルや社会環境等に及ぼした影響と相互関係に関する調査研究報告書(平成 23 年 3 月)



【図 2-IX】 ブロードバンド無線アクセスサービスの契約数の推移



総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成22年度第3四半期（12月末）」により作成  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban04\\_01000005.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_01000005.html)